

就活セクハラのパ撲滅に関する意見書

就職活動中の学生が、志望する企業の社員などから性的な嫌がらせを受け、いわゆる就活セクハラが大きな問題となっている。

就活セクハラは、企業と学生という不均衡な力関係の下で行われ、立場の弱い学生が泣き寝入りすることも珍しくない。

また就活セクハラに対する相談窓口や救済機関は、公的にも整備されておらず、厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」でも、防止策の方針明確化など特別な取り組みをやっていない企業は7割超にいたる。

一方、今年6月25日、国際労働機関（ILO）の「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約及び勧告では、求職者や仕事の応募者も保護対象に含まれており、国際的な対策は進んでいる。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 就活セクハラを定義を明確にし、法規制を行うこと。
- 2 相談窓口の開設や救済機関の創設など、就活セクハラに関する対策の強化を各関係機関へ要請すること。
- 3 国際労働機関（ILO）の「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2021年10月5日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
外務大臣	様
文部科学大臣	様
厚生労働大臣	様
経済産業大臣	様

千葉県流山市議会